

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年11月4日認可した。

令和7年11月14日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）元山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上宮谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西平田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松ノ木2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松ノ木3地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中沖2地区